



# 自然再生を進めるために 自然再生協議会立ち上げ・運営の手引き

- 全国的事例から -





# 自然再生を進めるために

## 自然再生協議会立ち上げ・運営の手引き —全国的事例から—

### はじめに

平成 15 年に制定された自然再生推進法は、これまでの国から都道府県、都道府県から市町村へというトップダウン型の事業の進め方ではなく、地域の自主性や主体性の尊重、地域の様々な主体の参加と連携をもとにしたボトムアップ型による新しい進め方の採用が大きな特徴となっています。

自然再生の取組は開始から 5 年程度と日が浅いため、自然再生協議会の組織化やその運営方法、自然再生事業の具体的な進め方等についてのノウハウの蓄積が十分ではありませんが、地域の創意工夫によって、自然環境の状況や社会情勢等を踏まえた様々な取組が全国各地で実施されているところです。

この冊子は、これから自然再生に取り組む意欲のある方々や、すでに、自然再生に取り組んでいる方々に向けて、自然再生協議会を組織化するまでの流れや、協議会を上手く運営していくためのポイント、自然再生事業の具体的な進め方等について、各地で行われている取組事例を交えながら分かりやすく紹介するものです。新たな自然再生協議会の立ち上げに向けて、また、各地の自然再生協議会の更なる展開に当たって、この冊子をご活用いただければ幸いです。

平成 20 年 11 月



# 目次

1. 自然再生推進法と自然再生協議会	P4
2. 自然再生協議会の特徴（メリット）	P6
例 1 横断的連携により取組を推進～釧路湿原自然再生協議会（北海道）～	
例 2 多様な主体の自主的参加による取組を推進～神於山保全活用推進協議会（大阪府）～	
例 3 自然再生推進法に基づき息の長い取組を推進～八幡湿原自然再生協議会（広島県）～	
例 4 NPO 法人の発意・主導による取組を推進～中海自然再生協議会（島根県・鳥取県）～	
例 5 科学的知見を活用した取組を推進～上サロベツ自然再生協議会（北海道）～	
3. 自然再生協議会の立ち上げ・運営	P8
STEP 1 自然再生協議会の組織化	P8
例 6 榎野川河口域・干潟自然再生協議会の組織化（山口県）	
例 7 阿蘇草原再生協議会小委員会（熊本県）	
例 8 竹ヶ島海中公園自然再生協議会分科会（徳島県）	
例 9 八幡湿原自然再生協議会整備部会及び普及部会（広島県）	
例 10 「石西礁湖自然再生協議会」の会議ルール（沖縄県）	
自然再生協議会組織化・運営への支援	P11
STEP 2 自然再生の計画づくり	P12
1. 自然再生全体構想の作成	
例 11 釧路湿原自然再生全体構想の概要（北海道）	
例 12 神於山自然再生全体構想の概要（大阪府）	
例 13 竹ヶ島海中公園自然再生全体構想の概要（徳島県）	
2. 自然再生事業実施計画の作成	
例 14 神於山地区自然再生事業実施計画の概要（大阪府）	
STEP 3 自然再生全体構想の目標を実現させるための手法	P14
例 15 課題ごとに実施者が分担～釧路湿原自然再生協議会（北海道）～	
例 16 エリアで分担～神於山保全活用推進協議会（大阪府）～	
例 17 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系再生への取組（沖縄県）	
例 18 阿蘇における草原再生への取組（熊本県）	
4. 自然再生事業と自然環境学習	P18
例 19 市民参加と環境教育を推進するための構想及び行動計画（北海道）	
例 20 釧路湿原達古武地域事業実施計画（北海道）	
5. 国、主務省庁による支援	P19
自然再生事業関連制度一覧	P22

# 自然再生推進法と自然再生協議会

自然再生推進法は、自然再生の基本理念や実施者等の責務、その他推進上必要な事項などを定め、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

現在、全国 20 箇所で自然再生推進法に基づく自然再生協議会が設置されており、自然再生に取り組んでいます。

# 1

## 1. 自然再生の定義

自然再生とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出、維持管理することをいいます。

### 保全

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

### 再生

自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

### 創出

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

### 維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

## 2. 自然再生の基本理念

### 生物多様性の確保

●自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行わなければなりません。

### 地域の多様な主体の参加と連携

●自然再生は、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。

### 科学的知見に基づく実施

●自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力および生態系の微妙な均衡などを踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければなりません。

### 順応的な進め方

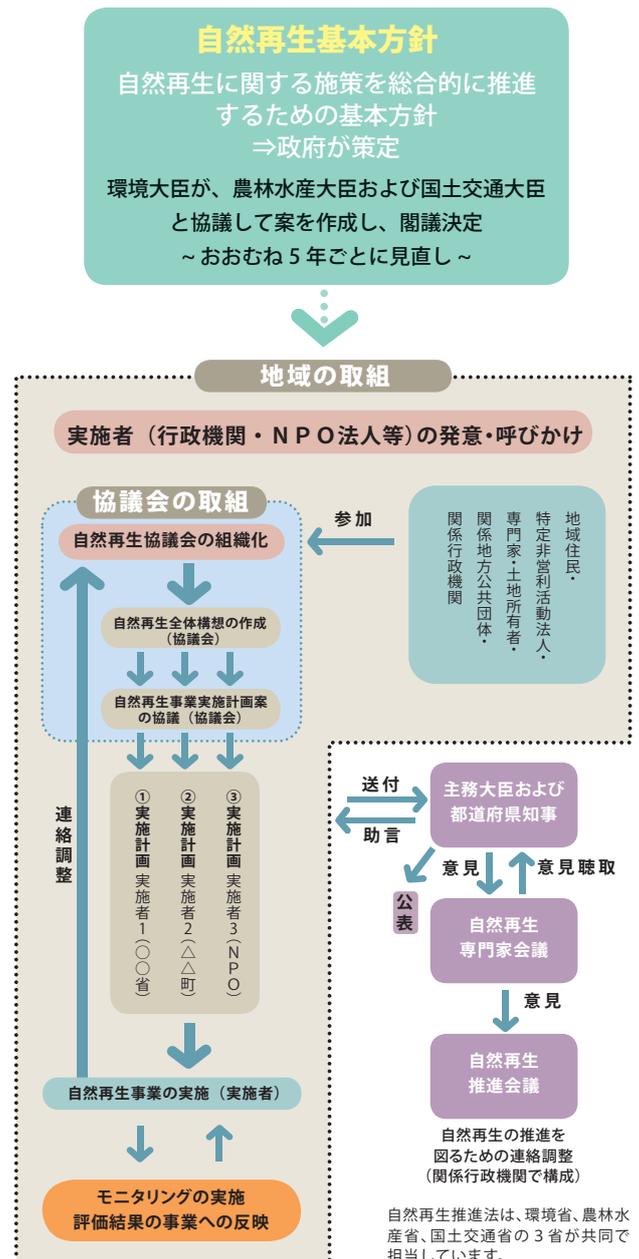
●自然再生事業は、事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視結果に科学的な評価を加え、これを当該事業に反映させる方法により実施されなければなりません。

### 自然環境学習の推進

●自然再生事業の実施に当たっては、自然環境学習の重要性にか

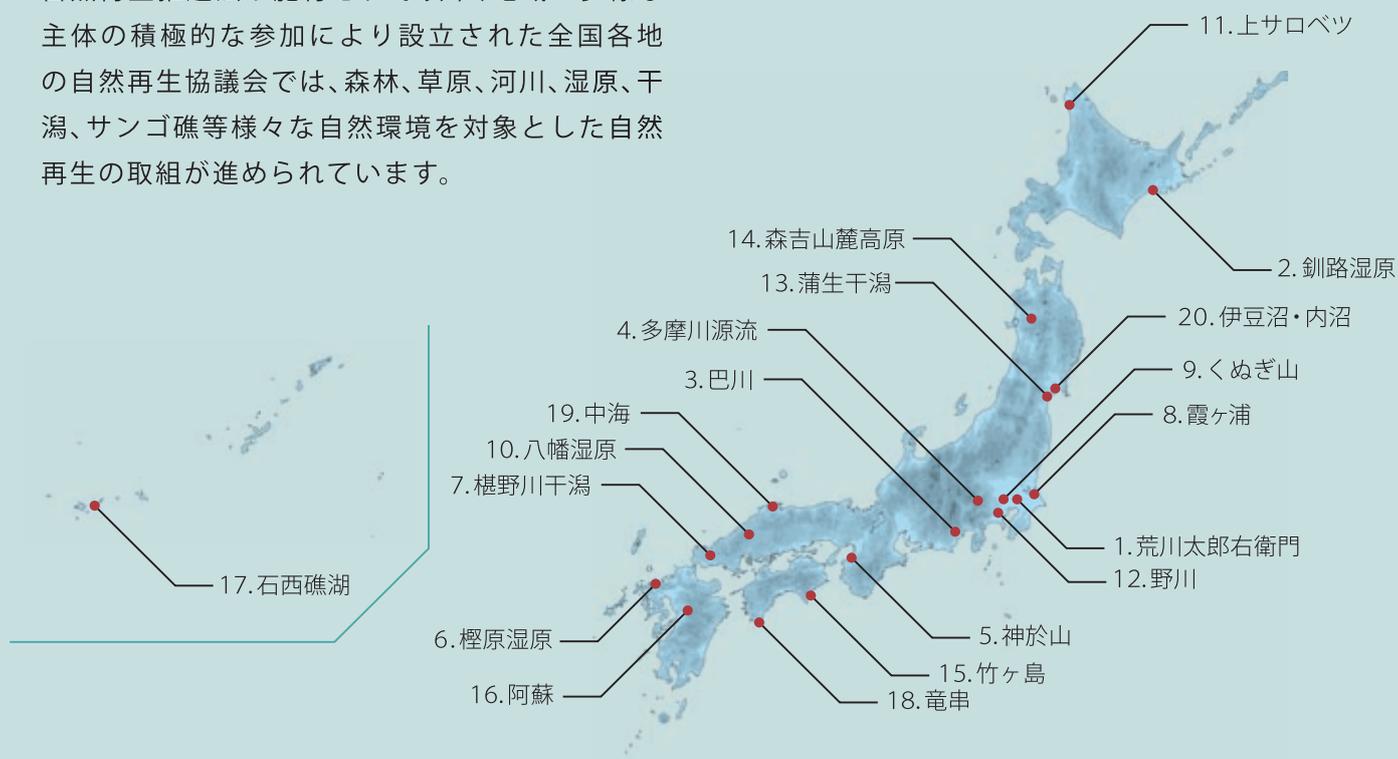
んがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

## 3. 自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



## 自然再生協議会の取組状況 平成20年11月現在

自然再生推進法が施行されて以来、地域の多様な主体の積極的な参加により設立された全国各地の自然再生協議会では、森林、草原、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等様々な自然環境を対象とした自然再生の取組が進められています。



	協議会名	位置	再生課題	設立日	全体構想	実施計画数	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	河川の再生	H15.7.5	H16.3 (H18.5変更)	—	—
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	湿原の再生	H15.11.15	H17.3	6	H18.1/2/8 H19.9
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	河川の再生	H16.1.29	H19.3	—	—
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	森林の再生	H16.3.5	H20.3	—	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	里山の再生	H15.9.16	H16.10	1	H17.6
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	湿原の再生	H16.7.4	H17.1	1	H17.3
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	干潟の再生	H16.8.1	H17.3	—	—
8	霞ヶ浦田村・沖宮・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	河川の再生	H16.10.31	H17.11	2	H18.11
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	里山の再生	H16.11.6	H17.3	—	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	湿原の再生	H16.11.7	H18.3	1	H18.10
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	湿原の再生	H17.1.19	H18.2	1	H18.7
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	河川の再生	H17.3.28	H18.9	1	H18.10
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	干潟の再生	H17.6.19	H18.9	1	H20.3
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	森林の再生	H17.7.19	H18.3	1	H18.10
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴ群集の再生	H17.9.9	H18.3	—	—
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	草原の再生	H17.12.2	H19.3	—	—
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	サンゴ群集の再生	H18.2.27	H19.9	—	—
18	竜串自然再生協議会	高知県	サンゴ群集の再生	H18.9.9	H20.3	—	—
19	中海自然再生協議会	島根県・鳥取県	湖沼の再生	H18.9.9	—	—	—
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	湖沼の再生	H20.9.7	—	—	—
	合計				18	15	

# 自然再生協議会の特徴（メリット）

自然再生推進法では、地域における自然との共生を目指した取組を進めるため、自然再生協議会の設置により地域住民自らが検討するための仕組みを示しています。この仕組みは、全国どの地域においても活用可能であり、主に原生的自然や二次的自然を対象としています。

法施行以来、この仕組みを活用して各自然再生協議会において様々な課題が協議・検討されています。

## Point1. 横断的連携

自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、地域のボトムアップによるものであり、多様な主体が連携し透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施するものです。

自然再生協議会では、対象地域の自然再生に関心や関わりを持ち利害の異なる様々な者が参加し、地域の将来像について合意形成を図るよう協議を重ね、各参加者が連携協力しつつ自然再生の取組を実施することとしています。

このため、自然再生協議会においては、地域の自然再生活動に参加しようとする者が、共通目標のもと対等の立場で協議することができ、地域に根ざした幅の広い取組を進めることが可能です。

## Point2. 地域の自主性の尊重

地域住民や NPO 法人、専門家等が自然再生全体構想作成の段階から参画するなど、地域の自主性を尊重した取組を行うことができます。

## Point3. 法の裏付けのもとで計画・実施

自然再生推進法により、自然再生全体構想や自然再生事業実施計画に法的な根拠を持たせているため、事業の着手後においても自然再生の状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させるなど、息の長い取組を行うことができます。

## Point4. NPO 法人等の発意にも行政が参加

NPO 法人等が発意した自然再生協議会であっても、協議会に行政が参加しているため、各種事業を活用することや情報提供を受けることができます。（5. 国・主務省庁による支援参照）

## Point5. 科学的知見の活用

自然再生事業実施計画の作成に当たり、自然再生専門家会議からの助言を得られることや、自然再生事業の実施について、各種データや地域の専門家の意見を踏まえて、客観的に取り組むことができます。

専門家

地域住民

関係  
行政機関

NPO  
・  
NGO

地方  
公共団体

土地の  
所有者

## 例1 横断的連携により取組を推進～釧路湿原自然再生協議会(北海道)～



釧路湿原では、流域での経済活動の拡大に伴い、湿原面積が減少するとともに、流域からの土砂や栄養分の流入によって湿原生態系の劣化が進んでいます。このため、湿原植生や周辺

の森林の保全再生、蛇行河川の復元、湿原への土砂流入対策等の取組が、地元住民、NPO法人、専門家、地方公共団体、国などの多様な主体の参加のもとで進められています。

## 例2 多様な主体の自主的参加による取組を推進～神於山保全活用推進協議会(大阪府)～



神於山では、森林資源の利用低下に伴い、竹林の侵入などの自然環境の悪化が進んでいます。このため、里山の再生や竹林の適正な管理を目標として、大阪府、岸和田市、地域住民、ボ

ランティア団体、ロータリークラブ、企業、漁協などの多様な主体の自主的参加のもとで里山林の再生が進められています。

## 例3 自然再生推進法に基づき息の長い取組を推進～八幡湿原自然再生協議会(広島県)～



撮影 広島県立林業技術センター

八幡湿原では、昭和40年代の牧場造成に伴う排水施設や道路整備が原因と思われる湿原の乾燥化により、木本類が侵入し、希少種の生育環境が悪化しています。このため、自然再生事

業実施計画に基づき、牧場造成時の人為的改変の除去を進めるとともに、モニタリング結果を適切に事業に反映させるための実施体制のあり方等について検討を進めています。

## 例4 NPO法人の発意・主導による取組を推進～中海自然再生協議会(島根県・鳥取県)～



中海自然再生協議会は、平成19年6月に、戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた湖沼の自然環境の再生を目的として設立されました。この協議会はNPO法人が発意

者となって設立され、現在、個人、団体のほか、環境省、農林水産省、国土交通省、経済産業省の地方支部分局、鳥取県、島根県、中海周辺各市町村等の地方公共団体が参加しています。

## 例5 科学的知見を活用した取組を推進～上サロベツ自然再生協議会(北海道)～



サロベツ湿原では、周囲の土地利用等の変化に伴い、湿原の地下水位低下等による高層湿原植生の減少・ササの侵入などの現象が生じています。このため、湿原の地下水位の低下抑

制を図るため、地下水流出の一因と推察される水抜き水路の堰上げ、湿原と隣接した農用地における緩衝帯の設置などが進められています。

# 自然再生協議会の立ち上げ・運営

## Step 1 自然再生協議会の組織化

自然再生推進法等では、自然再生協議会の組織化に当たって、幅広く公平な参加の機会を確保することが求められています。

また、自然再生協議会の総意の下、公正かつ適正な運営が求められます。

### 1. 発意・募集

自然再生協議会の設立に当たっては、自然再生事業の実施予定者（国、地方公共団体、NPO 法人、民間団体等）において、協議会設立の趣旨（目的、内容）や協議会規約（案）などを明確化しておくことが必要です。多くの場合、これらをもとに、地域の多様な者に対して、自然再生協議会への参加の呼びかけ（構成員の募集）などを行うことになります。

#### Point1. 組織化の発意は？

自然再生協議会の組織化に当たっての呼びかけは、地方公共団体や関係行政機関から、NPO 法人や民間団体まで、様々な団体等が行っています。

#### Point2. 参加者の募集方法は？

自然再生協議会の組織化に当たっては、多くの場合、公

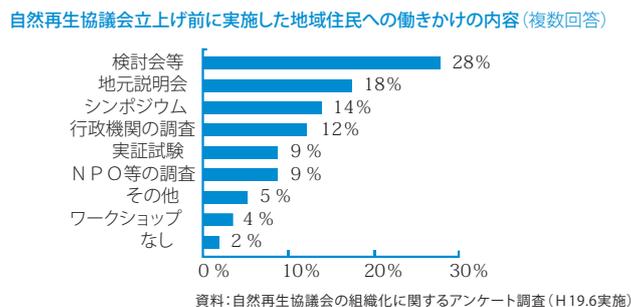
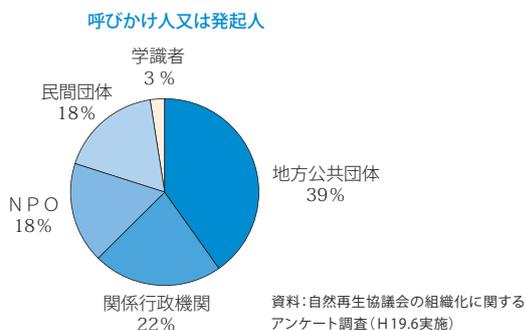
募期間（平均 29 日間）を設けて、インターネットや記者発表、市町村広報誌等を活用して参加者を募集しています。

#### Point3. 募集の要件は？

募集要件としては、居住地や団体に対する人数制限等の条件を付している事例や、応募の動機、自然再生に向けて取り組みたい内容、関心のあるプロジェクト名を提示させている事例があります。

#### Point4. 地域住民への働きかけ方は？

自然再生協議会の組織化に当たっては、地域住民に対する事前の働きかけが重要です。協議会組織化前に実施した地域住民への働きかけの例としては、検討会、地元説明会、シンポジウムの開催、行政機関による各種調査等が挙げられます。



### 例6 榎野川河口域・干潟自然再生協議会の組織化（山口県）



●**趣旨**：榎野川河口及び山口湾において、地域の方々の参加を促しながら、自然再生事業を推進するため、計画段階から事業実施及び維持管理段階に至るまで、自然再生事業に関する活動に自主的かつ積極的に取り組んでもらえる個人や団体等の関係者を、自然再生協議会委員として募集。

●**事業内容**：榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくための諸施策を予定。

●**チェック項目**：申込者から応募の動機、取り組みたい事項、当該地域の環境に対する想いと課題、当該地域での活動歴（ある場合）を文書で確認し、自然再生協議会の趣旨に沿った内容であるかを確認。

●**募集要件**：榎野川流域及びその周辺市町に居住、勤務、又は活動する個人（18歳以上）又は団体（1団体・法人につき代表者1名のみ）。

## 2. 自然再生協議会規約の作成

自然再生協議会の規約は、各協議会において定めることとされています。具体的な内容としては、名称、対象区域、目的、所掌事務、協議会の委員構成、会長・副会長の選任、分科会等の設置、事務局の設置・運営等が定められています。大半の自然再生協議会では、第1回協議会において構成員の合意を得て決定されています。

## 3. 分科会・小委員会の設置

分科会等の設置は、自然再生協議会の規模や検討課題の内容等により、協議会ごとにその必要性を判断し定めるとされています。主に、個別課題別（阿蘇、釧路湿原）、再生エリア別（榎野川干潟、竹ヶ島、中海）、技術事項別（八幡湿原、蒲生干潟、くぬぎ山）の3つの形態があり、各分科会等にはそれぞれ専門家が参加しています。

### 例7 阿蘇草原再生協議会小委員会（熊本県）

個別課題別



#### ●牧野管理小委員会

牧野の管理と利用の継続による草原環境の維持に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

#### ●草原環境学習小委員会

草原環境学習の推進と草原環境の認識の向上に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

#### ●生物多様性小委員会

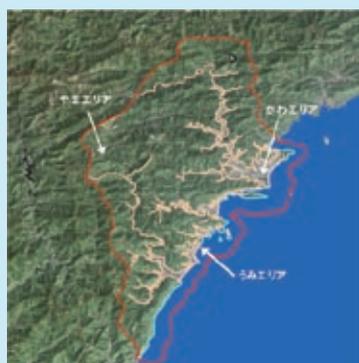
生物多様性保全上重要な草原の保全・再生に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

#### ●野草資源小委員会

野草地採草の作業の継続・促進と野草資源の利用・流通に関する自然再生事業実施計画とその実施状況等について検討。

### 例8 竹ヶ島海中公園自然再生協議会分科会（徳島県）

再生エリア別



#### ●うみ分科会

【目的】:海域における「環境保全の推進」と「適正な利用」及び「漁業振興」を図ること。

【活動方針】:自然再生事業との関わりの中で、海域環境の改善が促進でき、かつ地域の活性化が進められるよう、海面・海中の保全と利用に関する話し合いを行う。

#### ●やま・かわ分科会

【目的】:森林・川の生態系認識のもと、地域の保全と再生に積極的に取り組むこと。

【活動方針】:自然再生事業との関わりの中で、「やま・かわエリアの環境保全」と「農林業振興」を図るため、保全・再生を促進し、かつ地域の活性化を目指した活動についての話し合いを行う。

### 例9 八幡湿原自然再生協議会整備部会及び普及部会（広島県）

技術事項別



#### ●整備部会

自然再生事業に係る工法、工事計画、モニタリング、維持管理等の諸課題について検討。

#### ●普及部会

地域に対する自然再生の普及啓発を実施するため、地元説明会、HP運営、案内板設置等の広報活動について検討。

## Step 1 自然再生協議会の組織化

## 4. 合意形成の円滑化

自然再生協議会は、公正かつ適正に運営されることが望まれますが、多様な主体が参加する中での合意形成は様々な面での工夫が必要です。

このため、各自然再生協議会においては、以下のような様々な取組を通じて合意形成の円滑化を図っています。



- 協議会を土日に開催し参加者を確保する
- 協議会へのオブザーバー参加を認める
- 協議会欠席者に資料を送付し情報提供に努める
- 協議会構成員の意見を幅広く取り入れるために小委員会等を設置する
- 協議会において会議ルールを定め構成員に周知する
- 事業実施内容や協議会の運営に対する意見を随時受け付ける

## 例 1 0 「石西礁湖自然再生協議会」の会議ルール (沖縄県)

合意形成に向けて会議を円滑に運営するため、議論の内容や進め方について以下のようなルール(抜粋)を定めています。

- 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
- 「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。
- 合意形成に向けてお互い努力しましょう。

## 5. 情報の公開

自然再生協議会では、会議資料や議事内容の公開など透明性を確保した運営が求められます。

現在、全ての自然再生協議会において運営状況が公開されていますが、その手法は多岐にわたっています。

- 協議会開催の事前公表手法  
HP への掲載、記者発表、地方公共団体広報誌の活用など
- 協議会資料や議事内容の公表手法  
HP への掲載、協議会だよりの発行、地方公共団体の情報コーナー及び事務局での閲覧など



## 自然再生協議会の組織化・運営への支援

自然再生協議会の組織化やその後の運営に関し、地域の自然環境の現状理解のための技術的活動支援、自然再生の検討に必要な自然関連データの収集整備、地域の専門家のネットワーク形成等への支援を行っています(環境省:自然再生活動推進費)。

### 1. 技術的活動支援

地域住民やNPO法人等民間団体など自然再生に携わる者の連携を図るため、地域における課題解決に向けたワークショップや意見交換会の開催等に対して支援しています。

#### 現地検討会

現地において現状把握・検討



#### ワークショップ

現地を実際に見た上で検討



### 2. 自然関連データの収集整備

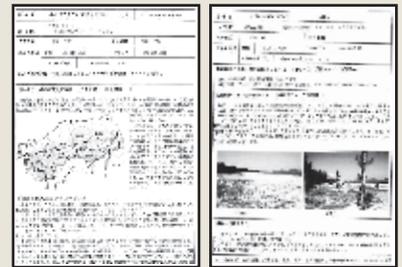
地域における自然環境に関する情報、民間団体の活動情報などの収集整備を行うため、文献調査、有識者ヒアリング等の実施に対して支援しています。

#### 有識者ヒアリング



自然再生の活動状況についてヒアリング

#### 情報収集(文献調査)



<瀬戸内海国立公園再生実態調査>  
瀬戸内海における保全・再生活動について調査。約80団体の活動情報について収集

### 3. 地域における専門家ネットワークの形成

各地域において科学的知見を適時的確に得るため、地域の有識者ヒアリング、地方専門家会議の開催など専門家のネットワークの形成・維持に対して支援しています。

#### 現地情報

かつては開放水面だったところが、  
急激な乾燥化により樹林化



調査データ  
再生活動状況  
保全・再生手法等の情報

#### 地方専門家会議等

地域の自然環境に関し専門的知識を有する者が集まり、要因や対策を検討



## Step 2 自然再生の計画づくり

自然再生協議会では、地域の自然再生の全体的な方向を定める「自然再生全体構想」を作成します。

自然再生事業を実施しようとする者（実施者）は、自然再生全体構想を踏まえ、

「自然再生事業実施計画」を作成します。

## 1. 自然再生全体構想の作成

自然再生全体構想は、個々の自然再生事業実施計画の上位の構想として、地域における自然再生の全体的な方向性を長期的な観点から示すものであり、すべての構成員の合意のもとで、自然再生の目標や役割分担などを定めます。

## 自然再生全体構想の内容

- 自然再生の対象となる区域
- 自然再生の目標
- 自然再生協議会に参加する者の名称又は氏名とその役割分担
- その他自然再生の推進に必要な事項

**区域設定** 対象となる区域については、自然再生事業の対象区域はもとより、流域の水循環、物質循環、野生生物の移動など地域の生態系の特性や、周辺地域や流域などの広域性も考慮して定めることが望まれます。

例えば、関係行政機関等の連携のもと、最も重要な保全対象のほか、環境負荷の発生源と考えられる区域も包括し、対象区域とするなどの事例があげられます。

**目標設定** 目標は、地域における客観的かつ科学的データを基礎として、事後のモニタリングの実施を念頭において、できる限り具体的に設定する必要があります。

例えば、指向する生態系のイメージを特定年代や数値指標などを用いて設定しているもの、分野別・課題別、期間別に詳細に設定しているもの、さらには、地域全体の取組とするために、地域づくりや環境教育等の観点を含めて設定しているものなど様々な事例があげられます。

## 例 11 釧路湿原自然再生全体構想の概要(北海道)

■区域:釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域(25.1万ha)

■自然再生理念:

**目指すべき姿:**この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻すこと。

**具体的イメージ:**急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿地環境を一つの姿とする。

■自然再生の目標:

- ① 湿原生態系の質的量的な回復
- ② 湿原生態系を維持する循環の再生
- ③ 湿原と持続的に関われる社会づくり



## 例 12 神於山自然再生全体構想の概要(大阪府)

■区域:岸和田市神於山(約180ha)

■自然再生理念:

- ① 森・川・海のつながり
- ② 人と自然・人と人とのつながり
- ③ 里山とまちとのつながり

■自然再生の目標:

① 長期的目標(100年後の目標)

● 里山の再生:

「自然植生の保全と回復」「活力ある森の再生」「市民が親しめる自然の再生」

② 当面の目標(10年で取り組むべき目標)

● 竹林の適正な整備:

「竹林の拡大防止」「竹林の適正な管理」「タケの利活用の推進」



## 例13 竹ヶ島海中公園自然再生全体構想の概要(徳島県)

### ■区域:

海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、宍喰川及び野根川の3水系の河川流域とその周辺地域

### ■自然再生理念:

自然再生活動を通して、もう一度、豊かな自然環境を取り戻し、持続的に自然の恵みを楽しんでいる人々とともに、明らかに元気を蘇らせた地域全体の姿。

### ■自然再生の目標:

『エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境』  
海中公園指定当時、エダミドリイシの高被度群集のあった範囲に設けられたモニタリング区画において、サンゴの被覆率が50%以上あり、その内のエダミドリイシの優占率が60%以上であること。

## 2. 自然再生事業実施計画の作成

自然再生事業実施計画は、実施しようとする自然再生事業の対象区域とその事業内容等を定めることにより、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものであり、自然再生協議会で協議した上で、実施者が作成します。作成に当たっては、自然再生全体構想との整合性に留意する必要があります。

### 想定される自然再生事業実施計画作成者の構成パターン

- 関係行政機関、関係地方公共団体が単独で実施者となって作成
  - 関係地方公共団体とNPO法人等が連名で実施者となって作成
  - NPO法人が単独で実施者となって作成
- など様々なケースが想定されます。

### 自然再生全体構想の内容

- 個々の自然再生事業の対象となる区域
- 個々の自然再生事業の内容
- 周辺地域自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果
- 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- その他自然再生事業の実施に必要な事項

## 例14 神於山地区自然再生事業実施計画の概要(大阪府)

構成パターンBの例

■実施者:大阪府、神於山保全くらぶ(ボランティア団体)

■区域:岸和田市所有地(約37ha)

■基本方針:地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林の再生

### ■具体的な事業内容

#### ① 荒廃森林のタイプ別整備

- 森林の荒廃状況や整備目標等により森林を類型化して整備を実施

#### ② 附帯施設の設置

- 森林の維持管理を行う作業歩道等の整備

#### ③ モニタリング

- 再生された自然環境のモニタリング調査
- タケの利活用による自然再生モニタリング調査

#### ④ モニタリング結果の反映

- 事業実施期間中(17-19年度)  
大阪府が調査主体となり、試験研究機関、ボランティア等と共同で植生モニタリング調査を行い、事業への反映を図る。
- 事業完了後  
市民団体、ボランティアによる調査を行い、維持管理方法に対する反映を図る。

### 神於山保全くらぶの事業活動

- これまでの活動を自然再生事業としてとらえ、活動地を中心とした里山ボランティア活動を継続的に実施
- 大阪府と連携を図りながら以下の活動を実施
  - 区域内の草刈り・除伐・林床管理
  - 区域内のタケの侵入防止
  - モニタリング調査
  - 実生苗の育成
  - 環境学習

### 荒廃森林のタイプ別の事業内容

- ① タケが優占する区域(約7ha)  
⇒林種転換による目標林への誘導
- ② クズやササに被われたヤブ状地(約3ha)  
⇒林種転換による目標林への誘導
- ③ 常緑・落葉広葉樹が密生する区域(約18ha)  
⇒本数密度調整による健全な森林への誘導
- ④ 比較的良好な広葉樹林(約7ha)  
⇒現況林維持を基本

## Step 3 自然再生全体構想の目標を実現させるための手法

自然再生に向けた取組は、多様な主体が、多岐にわたる活動をそれぞれの責任において実施することが基本です。事業の実施には、各種の事業制度の活用が可能です。

## 1. 構成員の役割分担

自然再生協議会の構成員は、自然再生事業やこれに関連して行われる活動に参加することが求められます。構成員の役割分担には様々なタイプが想定されます。

## 想定される構成員の役割分担のタイプ

- 課題ごとに実施者が分担するタイプ**  
関係行政機関による個々の自然再生事業を相互に関連づけて進めます。
- エリアで分担するタイプ**  
自然再生の対象区域を参加主体ごとに区分して進めます。
- 事業の実施段階で分担するタイプ**  
事業実施と事後のモニタリングの実施を分担して進めます。

## 例 1 5 課題ごとに実施者が分担～釧路湿原自然再生協議会（北海道）～

釧路湿原自然再生協議会では、各行政機関による個々の自然再生事業を関連づけています。



## 河川及び農地対策

## 土砂流入対策実施計画[久著呂川]

## 【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、北海道釧路土木現業所、鶴居村、下久著呂地区農業用排水路維持管理組合

## 【目標】

- 流域開発に伴って増加した湿原流入土砂を軽減
- 湿原に流入する土砂量を現状から4割軽減

## 農地対策

## 土砂流入対策(沈砂池)実施計画[南標茶地域]

## 【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合

## 【目標】

- 農地及び農業用排水路から河川への土砂流入の軽減を図る。



## 農地対策

## 土砂流入対策(沈砂池)実施計画[雪裡・幌呂地域]

## 【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部、鶴居村、鶴居排水路維持管理組合

## 【目標】

- 農地及び農業用排水路から河川への土砂流入の軽減を図る。

## 森林対策

## 雷別地区自然再生事業実施計画

## 【実施者】

林野庁北海道森林管理局

## 【目標】

- シラルトロ沼流域上流の森林の水土保全機能を高めるため、トドマツ林の立枯れ(気象害)被害地で笹地となっている箇所を対象に森林再生を行う。

## 森林対策

## 達古武地域自然再生事業実施計画

## 【実施者】

環境省北海道地方環境事務所  
釧路自然環境事務所

## 【目標】

- 森林生態系(自然林)の再生
- 湿原・湖沼への土砂流入の防止
- 環境教育の促進



## 河川対策

## 茅沼地区旧川復元実施計画

## 【実施者】

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

## 【目標】

- 湿原中心部への土砂流入量の軽減
- 氾濫原の再生による湿原植生の再生
- 湿原河川本来の魚類などの生息環境の復元
- 湿原景観の復元





## 例16 エリアで分担～神於山保全活用推進協議会（大阪府）～

神於山では、自然再生の対象区域を参加主体ごとに区分し、各団体がそれぞれのフィールドで神於山及びその周辺の自然環境を保全・回復するとともに、森の産物を資源として活用し、豊かな神於山としてよみがえらせ、地域の活性化を図ることを目的に、自然再生に取り組んでいます。



**魚庭(なにわ)の森**  
大阪府漁業協同組合連合会

海や川の漁場環境を保全し水産資源を守っていくためには「森・川・海」を一体的に捉え、水域全体として環境を保全していく必要があります。このため若手漁業者が中心となって荒れた森の再生・植林事業を行っています。



### WOOD・木・樹の森

NPO法人神於山保全くらぶ里山の自然環境を守り、育み、次世代に良好な里山林を引き継ぐことを目的として設立された神於山保全くらぶのフィールドです。神於山保全くらぶでは、荒廃化が進みつつある神於山において森林整備を実施し、イベント時には森林資源の良さ・おもしろさを参加者に対してPRしています。



**どんぐりの森**  
岸和田市立修斉小学校

「どんぐりの森」では、子どもたちが集めたどんぐりを預かり、苗木に育てて払い戻す「木になる夢銀行」(大阪府)のシステムを活用して、市立修斉小学校の生徒が苗を植栽しています。



**シャープの森**  
シャープ株式会社

「シャープの森」づくりは、「森・いきもの・人のつながりを理解し、きずなを深め、地球環境に優しい心をはぐくむ」ことをコンセプトに、森林の再生と環境問題についての意識を高めることを目的として展開しています。特に神於山では、社員自ら植林し、下草を刈り、既存の雑木林の整備を行うなど、豊かな自然の保全・再生に取り組んでいます。

## Step 3 自然再生全体構想の目標を実現させるための手法

## 2. 各種事業制度の活用

自然再生協議会においては、国や地方公共団体が幅広く参加することから、地域における様々な課題に対して、多様な事業制度を活用した自然再生事業の実施が可能となります。

また、現在、環境保全活動を実施する民間団体に対し、事業の実施経費の一部を助成している公的及び民間の助成制度があり、多くのNPO法人等が活用しています。

## 例17 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系再生への取組（沖縄県）

石西礁湖では、陸域からの環境負荷、海水温の上昇等によるサンゴの白化現象、オニヒトデによる食害等により衰退したサンゴ群集の再生を、地域住民、民間団体、国、地方公共団体が様々な制度を活用して進めています。



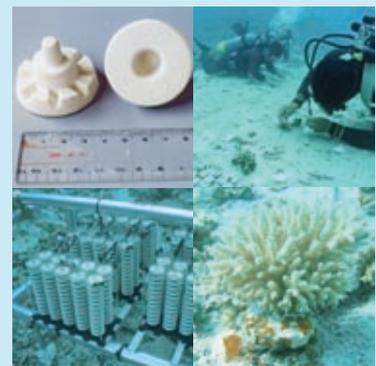
■オニヒトデ駆除対策  
実施主体：八重山漁業協同組合、環境省  
実施年：平成16年から  
利用制度：グリーンワーカー事業（環境省）



■環境教育プログラムの作成  
実施主体：環境省  
実施年：平成15年  
事業予算：自然再生活動推進費（環境省）



■八重山地域オニヒトデモニタリング  
実施主体：八重山サンゴ礁保全協議会  
実施年：平成15年  
利用制度：地球環境基金  
（独立行政法人環境再生保全機構）



■サンゴ群集の修復（幼生定着基盤の設置）  
実施主体：環境省  
実施年：平成16年から  
事業予算：自然再生事業（環境省）



■環境教育の実施  
実施主体：環境省  
実施年：平成14年から  
事業予算：子どもパークレンジャー事業（環境省）

## 例18 阿蘇における草原再生への取組（熊本県）

阿蘇においては、様々な主体が、国の事業制度の活用、民間支援制度の活用や自己資金等によって、草原生態系の保全、草原景観の維持に向けた取組を進めています。



■輪地切り・野焼き支援ボランティアの活動  
実施主体：(財)阿蘇グリーンストック  
実施年：平成19年  
利用制度：地球環境基金  
(独立行政法人環境再生保全機構)



■あか牛オーナー制度  
実施主体：(財)阿蘇グリーンストック  
実施年：平成19年  
資金調達：各オーナーからの出資



■草小積みによる景観維持  
実施主体：(財)阿蘇グリーンストック、環境省  
実施年：平成19年  
利用制度：グリーンワーカー事業(環境省)



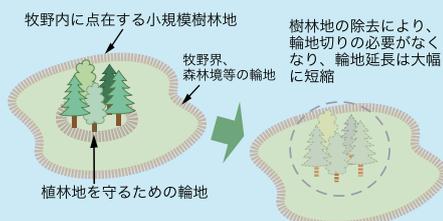
■野草利用促進のための調査・普及啓発  
実施主体：阿蘇草原再生シール生産者の会  
実施年：平成19年  
利用制度：農村景観・自然環境保全再生パイロット事業  
(農林水産省)



■ナショナルトラストを活用した草原取得  
実施主体：NPO法人阿蘇花野協会  
実施年：平成17年から  
利用制度：ナショナルトラスト活動助成制度  
(社)日本ナショナルトラスト協会



■野焼きの安全性確保とその後の作業道整備  
実施主体：環境省  
実施年：平成19年  
事業予算：自然再生事業(環境省)



■輪地切り省力化のための環境整備  
実施主体：環境省  
実施年：平成19年  
事業予算：自然再生事業(環境省)



■バイオマスエネルギーを活用した地域循環型社会の形成  
実施主体：阿蘇市、NPO法人九州バイオマスフォーラム  
実施年：平成17年から  
利用制度：産業技術総合開発機構(NEDO)



# 自然再生事業と自然環境学習

自然環境学習には、①自然再生全体構想の対象区域において、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について理解を促進するためのものと、②個々の事業実施者が自然再生事業実施計画に係る再生事業地を自然環境学習の場として活用するよう配慮するものがあり、両者が相まって自然環境学習を推進しています。

## 1. 自然環境学習を通じて自然再生についての理解を促進

自然の回復過程等について、実地での体験を通じて、関心喚起や市民参加に結びつける。

### 例19 市民参加と環境教育を推進するための構想及び行動計画（北海道）

#### ■釧路湿原自然再生全体構想



「湿原に対する関心の喚起」  
観察会等の実施



「地域・市民の参加の促進」  
ウチダザリガニ釣り体験（外来種駆除）

#### ■釧路湿原自然再生普及行動計画



## 2. 自然再生事業地を自然環境学習の場として活用

自然再生事業地を活用した自然環境学習プログラムを整備する。

### 例20 釧路湿原達古武地域事業実施計画（北海道）

#### ■調査体験会（2005年度）



「母樹林の保護と昆虫調査」  
母樹林の木を調べ、シカよけのネットを設置。また、歩行性昆虫の比較調査を実施。



「木の実カウントと苗づくり」  
広葉樹のタネがどれくらい落ちているか調べ、タネを集めて苗づくりを実施。

#### ■調査体験会（2006年度）



「タネの運ばれ方大実験」  
どんぐりを加工したり、いろいろな高さに置いて、ネズミが持っていくかを実験。



「エゾシカと冬の湧水調べ」  
広葉樹の子どもがシカに食べられる割合や、冬の沢の水生昆虫やザリガニを調査。

# 国、主務省庁による支援

国、主務省庁では、自然再生の取組に対して、様々な支援メニューを用意しています。

# 5

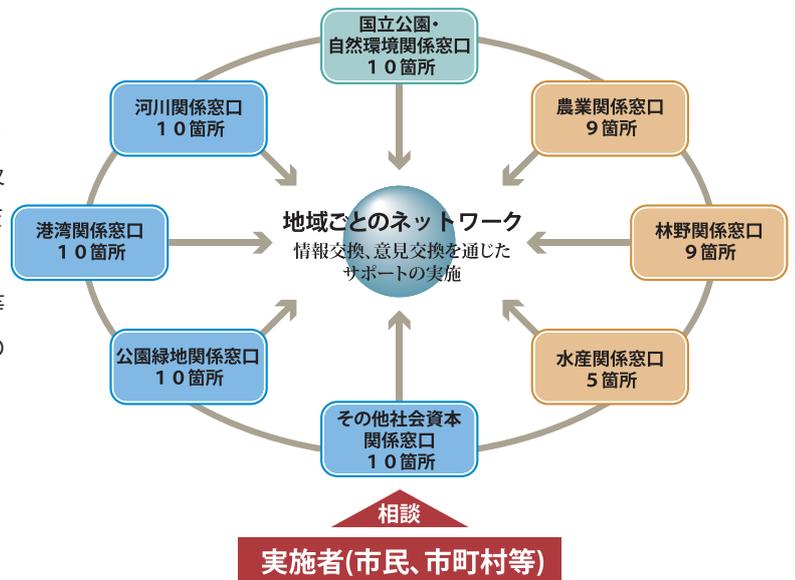
## 1. 自然再生相談窓口

地域において、自然再生を実施しようとする者（実施者）からの相談に的確に対応するため、環境省、農林水産省及び国土交通省の出先機関 73 箇所に相談窓口を設置しています。

また、国の出先機関は、自然再生協議会に関係行政機関等の立場で参加し、技術的事項や事業実施に関する助言等の支援を行っています。

### 地方出先機関相談窓口ネットワーク(全国 73 箇所)

各行政機関の地方の出先機関に窓口を常設  
各窓口が、市民、市町村からの相談を受ける  
各機関にまたがる案件は、ネットワークを活用する



相談窓口の一覧表を、環境省ウェブサイトに掲載しています。  
<http://www.env.go.jp/nature/saisei/network/list/index.html>

## 2. 情報連絡会議

主務省庁では、自然再生協議会の情報連絡会議を開催することにより、協議会間の連携、自然再生の効率的な運営手法や有効な情報等に関する意見交換・情報共有を促進するよう支援を進めています。

また、平成 19 年度においては、自然再生協議会の設立を検討している 4 地域も会議に出席し、協議会の運営面、技術的検討事項等についての活発な議論を行いました。



各自然再生協議会からの取組状況の報告に加え、協議会で課題となっている事項やその対処方針等について参加者全員により意見交換を実施。



神於山において、竹林の拡大状況とボランティア等による森林整備の実施現状を視察。

### 3. 自然再生専門家会議

本来、主務大臣が自然再生事業実施計画に対し助言をする場合は、自然再生専門家会議を開催し意見を聴く仕組みとなっています。

しかし、現状では、主務大臣の助言がない場合においても、自然再生専門家会議を開催し、事業実施に係る留意事項等幅広い意見をいただき、これを実施者等にフィードバックしているところです。

また、自然再生の取組を進めている現地での調査や自然再生協議会構成員との意見交換等を実施しています。



釧路湿原で行われた自然再生専門家会議メンバーによる現地調査の様子。

### 4. 自然再生推進会議

自然再生推進会議は、関係行政機関が連絡調整を行うために設置している組織であり、自然再生の進捗状況や各省連携による自然再生の促進について協議・検討を実施しています。



## 5. 情報提供・発信

国、主務省庁において、ウェブサイト、パンフレット及び各種イベント等を通じ、自然再生に関する情報提供を行っています。

### 自然再生ネットワーク(ウェブサイト)

地域発の自然再生の概況や実情をお伝えし、自然再生に取り組んでいる方々、または取り組もうとしている方々の参考にしていただき、各地の自然再生にかかる取組が進んでいくことを目的に運用します。

自然再生ネットワークのトップページ

### 全国の自然再生事業 など充実したリンク集



### 海外の事例紹介



### 関連パンフレットなどの ダウンロード

<http://www.env.go.jp/nature/saisei/network/index.html>



## 国、主務省庁による支援

# 自然再生事業関連制度概要一覧

省庁名	制度名	制度の概要	事業主体					備考
			国	都道府県	政令市	市区町村	その他	
環境省	自然再生事業	国立公園に係る自然再生事業の実施	●					国立公園に係るもの
	自然再生基本調査	自然再生事業における課題分析を通じた各種手法等の検討	●					直轄
	自然再生活動推進費	自然再生に関する普及啓発の実施	●					直轄
	生物多様性保全推進支援事業 (H20新規)	地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援。支援の対象は、野生動植物保護管理対策、外来生物防除対策、重要生物多様性地域保全再生。					●	地域生物多様性保全委託費
							●	地域生物多様性保全活動支援費
	自然環境整備交付金	都道府県の作成する自然環境整備計画に基づく、国立公園等に係る公園事業の実施（自然再生事業は公園事業に含まれる）		●	●	●		国立公園に係るもの
	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費	国立公園等において自然景観保全・形成、野生鳥獣・植物との共生等を図るため、地元住民等を雇用して実施	●					国立公園等に係るもの
	保全事業	国指定鳥獣保護区に係る野生生物の生息環境の改善	●					国指定鳥獣保護区に係るもの
地球環境基金	自然環境の保全・自然との共生に資する活動に対する支援を実施					●		
国土交通省	都市公園事業（自然再生緑地の整備等）	環境への負荷が小さく持続可能な都市づくり、自然と共生する魅力的な都市の実現を図るため、都市における自然再生及び多様な生物の生息生育基盤の確保等、環境の向上に資する良好な緑地の整備を行うもの		●	●	●		
	緑地環境整備総合支援事業	三大都市圏に在する都市等緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、「緑の基本計画」に位置付けられた水と緑のネットワーク計画に基づき、都市公園の整備、緑地保全事業に加え、新たに民有緑地の公開に必要な施設整備を補助対象とし、これらを総合的に支援するもの		●	●	●		都市公園事業
				●	●	●		古都保存事業
				●	●	●		近郊緑地保全事業
				●	●	●		緑地保全事業
				●	●	●		市民緑地等整備事業
	自然再生事業	良好な河川環境を保全・復元するために必要な湿地再生等を行う	●	●				直轄 補助
	自然再生基礎調査	河川内の生物調査・物理環境調査を実施する。また、河川の水質、底質及び生物などに含まれる微量化学物質の調査を実施する。	●					直轄
	海域環境創造・自然再生事業 (直轄港湾改修費)	閉鎖性水域における水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、港湾区域外の一般海域において、開発保全航路等の浚渫工事により発生する浚渫土砂を用いた覆砂の実施	●	—	—	—	—	国・直轄
	海域環境創造・自然再生等事業 (港湾環境整備事業)	海水が汚染されヘドロ等の堆積した閉鎖性水域において、航路・泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂や多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的とした海浜等の整備の実施	—	●	●	●	●	港湾管理者・補助（内地）
			—	—	—	●	●	港湾管理者・補助（北海道）
			—	●	—	●	●	港湾管理者・補助（沖縄）
		閉鎖性の強い港湾において、水質改善を目的とした水質浄化施設（循環ポンプ・空気揚水装置等）の整備の実施	—	●	●	●	●	港湾管理者・補助（内地）
—			—	—	●	●	港湾管理者・補助（北海道）	
—			●	—	●	●	港湾管理者・補助（沖縄）	
—			●	—	●	●	港湾管理者・補助（沖縄）	
	水質・底質の改善を図るため、既存外設施設・係留施設等の改良の実施	—	●	●	●	●	港湾管理者・補助（内地）	
		—	—	—	●	●	港湾管理者・補助（北海道）	
		—	●	—	●	●	港湾管理者・補助（沖縄）	

省庁名	制度名	制度の概要	事業主体					備考
			国	都道府県	政令市	市区町村	その他	
農林水産省 (農村振興局)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	ふるさとで育まれてきた里地や棚田等の保全を図るため、環境創造に資する施設整備を行うことにより地域ぐるみの土地改良施設の維持管理活動等を推進するとともに、地域条件に即した簡易な生産基盤の整備等を実施。		●	●	●	●	農業振興地域(中山間地域等)
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、地域住民やNPO等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設等の整備を実施。		●	●	●		農業振興地域田園環境整備マスタープランに基づく自然と共生する環境を創造する区域”
	生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業<H20新規>	生物多様性に対応した基盤整備の推進を図るため、基盤整備に対する支援に加え、事業計画の策定、モニタリング経費及び生物多様性に配慮するために掛かり増しとなった費用に対して支援。		●	●	●	●	農業振興地域
	景観・自然環境保全形成支援事業のうち農村自然再生活動高度化事業	農村地域の自然再生活動を、農業・農村の振興に寄与する地域的な広がり及び内容の多様性を持った活動へ発展させるため、当該活動の課題について解決策を構築し、必要な情報発信及び技術的支援を実施。					●	
	景観・自然環境保全形成支援事業のうち農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	農村特有の良好な景観形成の促進及び農村の豊かな自然環境の保全・再生の推進に向けた活動に対する支援を実施。					●	田園環境整備マスタープランに基づき設定された環境総合区域又は環境配慮区域
	自然環境再生整備構想検討調査	国立公園地域等と隣接する地域において、環境省等と連携した共同調査により、個別具体的地域における自然環境の再生に向けた農業基盤の整備方向を検討し、事業の概略構想を策定する。	●					農業振興地域
農林水産省 (林野庁)	自然再生推進モデル事業	国有林において、NPO等と連携を図りつつ地域ニーズに対応した自然再生の取り組みを支援。	●					直轄
	森林整備事業	森林の有する多面的機能の発揮に資するため、植栽、下刈、間伐等を実施。	●	●	●	●	●	
	治山事業	保安林等において荒地等の復旧整備や公益的機能の高い森林の整備・保全を実施。	●	●				
	竹材利用促進緊急対策事業	竹の利用を促進し、里山林の再生を図るため、NPO等を含む生産者と加工業者間の竹材需要情報交換等の実施、竹材の新たな利用に必要な加工施設の整備等を支援。		●	●	●	●	
	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	公募による森林ボランティア活動への支援、企業やNPO等の森づくり活動をサポートする体制の整備など国民参加の緑づくり活動を推進。					●	
農林水産省 (水産庁)	豊かな海の森づくり事業	水産物の良好な生息成育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進	●	●	●	●	●	本土・離島・奄美 北海道 沖縄
	磯焼け対策緊急整備事業	磯焼け被害の著しい漁場において、増殖施設の整備に係る事業又は漁場環境保全創造事業の下において、食害生物対策、海藻類の播種・移植、モニタリングを併せて実施。	●	●	●	●	●	本土・離島・奄美 北海道 沖縄
	漁場保全の森づくり事業	漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江等の後背地における森林・河川流域・海岸等において、栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全に相当の効果が期待される広葉樹林の造成間伐等を林野庁事業のスキーム(森林整備事業、治山事業)により実施。	●	●	●	●	●	本土・離島・奄美 北海道 沖縄

各事業制度の詳細については、担当の省庁までお問い合わせ下さい。

発行 平成 20 年 11 月

環境省 自然環境局自然環境計画課

お問い合わせ 環境省自然環境局自然環境計画課  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
Tel: 03-5521-8343 Fax: 03-3591-3228

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
Tel: 03-6744-2016 Fax: 03-3591-6640

国土交通省総合政策局環境政策課  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3  
Tel: 03-5253-8262 Fax: 03-5253-1550

